

1. 機械・施設を取得したい方

■強い農業・担い手づくり総合支援交付金

(①先進的農業経営確立支援タイプ、②地域担い手育成支援タイプ)

補助対象

(事業費が50万円以上、耐用年数がおおむね5年以上、20年以下のもの)

- (1) 農産物の生産、その他農業経営の開始もしくは改善に必要な機械等の取得、改良、補強または修繕（国庫補助）
- (2) 農地等の造成、改良または復旧（国庫補助）
- (3) 農業用機械を安全に積載・運搬する機能をもつ積載車（県単独補助）

補助率・対象者など

- (1) 補助率 3 / 10 以内（融資主体型補助事業）
- (2) 補助上限額 国庫補助 ①法人1,500万円、個人1,000万円、②300万円
県単独補助 300万円
- (3) 対象者 実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体等
- (4) 成果目標
ア 必須目標 付加価値額の拡大
イ 事業関連取組目標
経営面積の拡大、農作物の価値向上、単位面積当たりの収量の増加、
経営コストの縮減、農業経営の複合化、農業経営の法人化

■産地パワーアップ事業

補助対象

今後も拡大が見込まれる海外市場や、加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、生産コストの低減や販売額の増加等による、産地の収益力強化に向けた次の取り組み

- (1) 乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設等の施設整備
- (2) 農業機械等の導入及びリース等
(ICTやロボット技術等の先端技術の導入については、優先枠あり)

補助率・対象者など

- (1) 補助率 1 / 2 以内等
- (2) 対象者 地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に参加する農業者、農業者団体等
- (3) 面積要件
稲 50 h a 以上、大豆 20 h a 以上、露地野菜 10 h a 以上（都市近郊地域は2 h a 以上）、施設野菜 5 h a 以上（都市近郊地域は5,000㎡以上）、施設花き 3 h a 以上（都市近郊地域は5,000㎡以上）、中山間地域は特例あり

■ 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業

補助対象

[①生産力強化支援型]

パイプハウス、低コスト耐候性ハウス、予冷庫、省力化機械、共同利用機械等

[②園芸施設リフォーム支援型]

園芸施設（ガラス温室、鉄骨ハウス）の鋼材等の改修等

[③園芸施設スマート農業推進型]

環境モニタリング装置、炭酸ガス施用装置、循環扇、日射等連動かん水システム、ミスト装置、複合環境制御装置等

補助率・対象者など

事業タイプ	補助率	対象者
生産力強化支援型	生産者組織等 1 / 3 以内 認定農業者等 1 / 4 以内 事業費5千万円未満	「産地戦略」または「園芸産地再整備計画」を策定した産地に属する生産者
園芸施設リフォーム支援型	認定農業者等 1 / 4 以内 事業費5千万円未満	「園芸産地再整備計画」を策定した産地に属する生産者
園芸施設スマート農業推進型	認定農業者等 1 / 3 以内 事業費3百万円未満	「園芸産地生産性向上計画」を策定した産地に属する生産者

■園芸生産拡大支援事業

補助対象

露地野菜の生産力強化のため、耕作放棄地を再生し、生産面積の拡大に取り組む農家が必要とする、次の機械等の整備

は種機、定植機、管理機、収穫機、出荷調製機械、土づくり機械、防除機等
(対象は、露地で栽培を行う園芸作物(野菜、果樹、花き)及びこれら園芸作物と輪作体系を成す落花生に限る)

補助率・対象者など

(1) 補助率

耕作放棄地再生面積	補助率
0.2ha以上～0.5ha未満	1 / 3 以内
0.5ha以上～1.0ha未満	1 / 2 以内
1.0ha以上	2 / 3 以内

(2) 対象者 認定農業者、農家3戸以上の団体等

■早期成園・省力化のためのナシ改植促進事業

補助対象

大苗を生産し、県内ナシ生産者に供給できる者に対し、大苗育苗に必要な施設、機械等整備や生産資材等の購入を支援
対象は、ナシ産地における大苗育苗ほ場の設置に必要な大苗育苗パイプ設置、苗購入、資材費等

補助率・対象者など

- (1) 補助率 1 / 2 以内
- (2) 対象者 市町村、農協、地域梨業組合等（ナシ大苗を生産し、県内ナシ生産者に大苗を供給できる者）

■農産産地支援事業

補助対象

米・麦・大豆・落花生・いも類等について、米の需給調整の推進と併せて、産地確立に取り組む営農集団が行う、以下の農業機械・施設等の整備
栽培管理用機械、収穫調製用機械、育苗施設、乾燥調製施設、販売・加工関連施設、種子保管庫、ICT関連機械等

補助率・対象者など

- (1) 補助率 1 / 3 以内
- (2) 対象者 市町村、農協、営農集団、認定農業者
- (3) 主な要件：認定農業者の場合は、「人・農地プラン」の中心経営体
- (4) 主な面積要件

品目	面積（（ ）は種子団地の場合）
米	30ha（10ha）以上
大豆	10ha（1ha）以上
落花生	3ha（0.5ha）以上
甘しょ	10ha以上

■飼料用米・加工用米等流通加速化事業

補助対象

飼料用米・加工用米等の生産拡大に必要な以下の機械、施設

- (1) フレキシブルコンテナバッグ用計量ユニット（計量器、貯留タンク、昇降機）
- (2) 粃乾燥機（事業目的に合致したもの）
- (3) フォークリフト（フォークリフトは、フレキシブルコンテナバッグ計量器と一体的に整備する場合に限り、農業以外の用途に使用されないもの等、要件あり）

補助率・対象者など

- (1) 補助率 1 / 3 以内
- (2) 主な要件
 - ①事業実施年度に加工用米、飼料用米及び米粉用米を6 h a以上作付し、かつ、前年よりも1 h a以上の拡大を図ること
 - ②導入機械・施設の受益者全てが生産目安に即した主食用米の生産を行うこと

2. 施設を補強したい方

■農業用ハウス強靱化緊急対策事業

補助対象

今後10年以上の利用が見込まれるハウスに対して、台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するための次の内容（1）ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー、斜材、中柱等）（2）防風ネットの設置（3）耐候性を発揮させるための加温装置（4）停電時の生産の維持に必要な非常用電源等（5）被害防止技術講習会の開催

補助率・対象者など

- （1）補助率 1 / 2 以内
- （2）主な要件
対象施設の園芸施設共済または民間の建物共済や損害補償保険等に加入
- （3）対象者
以下のすべてに該当する農業者
○青色申告を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
○農業後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること

3. 6次産業化や農商工連携に取り組みたい方

■食料産業・6次産業化交付金（整備事業）

補助対象

多様な事業者がネットワークを構築して取り組む以下の施設

- （1）農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設
- （2）6次産業化または農商工連携の取組に必要な、自らが行う農林水産物などの生産のために必要な施設等
- （3）食品等の加工・販売のために必要な施設

補助率・対象者など

- （1）補助率 3 / 10 以内（交付金の上限：1億円）
- （2）対象者
六次産業化・地産地消費または農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者の組織する団体等

■農業経営多角化支援事業

補助対象

加工・流通・販売等について、新たな取組及び販売拡大を行う場合に必要となる機械・施設等の整備に要する経費

補助率・対象者など

- (1) 補助率 1 / 3 以内（補助上限：300万円）
※市町村が1 / 6 以上を補助する場合に限る。（合計1 / 2 の補助）
- (2) 要件
 - ①認定を受けた総合化事業計画に基づいた取組であること
 - ②経営改善計画の認定を受けていること（認定農業者等）
- (3) 対象者
六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を受けた認定農業者及び認定農業者を含む団体等

4. ブランド化に取り組みたい方

■千葉県地域ブランド化推進事業

補助対象

地域が自ら策定したブランド化を進める事業計画に基づく、（1）ブランド戦略の策定（2）ブランド確立（3）新商品開発（4）情報発信・販売促進に係る経費

補助率・対象者など

- （1）補助率 1 / 2 以内
- （2）対象者 農協、農業法人、市町村等

5. 輸出に取り組みたい方

■ 「世界に飛び出せ千葉の農林水産物」 輸出促進事業

補助対象

生産者団体等が農林水産物及びその加工品を「千葉ブランド」として輸出する際に必要な施設・機械等の整備を支援

(1) ソフト事業

輸出環境調査、輸出生産体制整備、輸出環境整備、海外販売促進活動

(2) ハード事業

輸出向け生産・養成施設・機械経費

検疫対策用施設・機械経費

輸出向け出荷・こん包・保管施設・機械経費

海外での販売促進に資する施設・機械経費

補助率・対象者など

(1) 補助率 1 / 2 以内

(2) 対象者 市町村、農協、営農組織等

6. 農地の区画拡大や排水性を高めたい方

■農地耕作条件改善事業

補助対象

農地の区画拡大、暗渠排水、農業用排水施設、農作業道等の基盤整備に必要な経費。
また、高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援。

補助率・対象者など

(1) 補助率

- ア 事業実施主体による施工は定率補助 国50% 県14% 市町村13~21%
(中山間地域は55% 県14% 市町村13%)
- イ 事業実施主体の農業者への委託施工は定額補助 (定額助成単価は上限額)

事業メニュー	補助率	事業メニュー	補助率
田(畑)の区画拡大	4万円~25万円/10a	畦畔除去	3万円/100m
暗渠排水	<バックホウ> 10.5万円~15万円/10a	客土	6.5万円~11.5万円/10a
	<トレンチャ> 8.5万円~10万円/10a	用排水路の更新	6万円~14.5万円/10m
	<掘削同時埋設> 5.5万円~7.5万円/10a	農作業道	6万円~9.5万円/10a

(2) 実施要件

- ・ 農地中間管理機構による農地の集積を行う地域
（農振農用地のうち、農地中間管理機構の重点実施区域）
- ・ 総事業費200万円以上
- ・ 受益者数2人以上（貸し手農業者（所有者）もしくは借り手農業者（耕作者）が2人以上）

(3) 事業実施主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農協、農地所有適格法人等

7. 耕作放棄地を解消したい方

■耕作放棄地再生推進事業

補助対象

耕作放棄地の再生作業に要する経費（障害物除去、廃棄物処理、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良等）

- (1) 1号遊休農地：再生作業に要する経費が100千円/10a以上の場合
- (2) 2号遊休農地：再生作業に要する経費が40千円/10a以上の場合

補助率・対象者など

(1) 補助率

耕作放棄地の再生作業に要する経費について、市町村が事業費の1/4以上を補助する場合に助成する。

<定率> 県 1/4、市町村 1/4

[当事業による再生作業の事業対象地が1号遊休農地かつ1ha以上]

県 1/2、市町村 1/4

(2) 対象者

農業者、農業者等の組織する団体

■園芸生産拡大支援事業（再掲）

補助対象

露地野菜の生産力強化のため、耕作放棄地を再生し、生産面積の拡大に取り組む農家が必要とする、次の機械等の整備

は種機、定植機、管理機、収穫機、出荷調製機械、土づくり機械、防除機
(対象は、露地で栽培を行う園芸作物（野菜、果樹、花き）及びこれら園芸作物と輪作体系を成す落花生に限る)

補助率・対象者など

(1) 補助率

耕作放棄地再生面積	補助率
0.2ha以上～0.5ha未満	1 / 3 以内
0.5ha以上～1.0ha未満	1 / 2 以内
1.0ha以上	2 / 3 以内

(2) 対象者 認定農業者、農家3戸以上の団体等

8. 有害獣被害を減らしたい方

■イノシシ等有害獣被害防止対策事業

補助対象

原則として受益戸数3戸以上、かつ市町村対策協議会等が実施する被害対策に係る経費を助成

<ソフト事業>

捕獲機材（箱わななど）の購入や技術講習会の開催等への助成

<ハード事業>

防護柵の設置等に対する助成

補助率

<ソフト事業>

1 / 2 以内

<ハード事業>

防護柵の設置に対する助成

ア 実施主体自らが柵（電気柵、金網柵等）を設置する場合：定額

イ 実施主体が委託により設置する場合：1 / 2 以内

ウ 自然災害による再整備に係る既施設柵撤去費用：1 / 4 以内

9. 人材を確保したい方

■ 農業雇用労働力対策就業環境整備事業

補助対象

新たに雇用をする際に必要な就業環境改善施設
(休憩施設、更衣室、トイレ、シャワー施設、バリアフリー施設)

補助率・対象者など

- (1) 補助率
1 / 3 以内 (法人でない個人経営体は 1 / 4 以内)
- (2) 補助上限額
50万円以内
- (3) 対象者
認定農業者 (農業法人、農業者)
(ただし事業完了後3年以内に新規に3人以上雇用する見込みがあること)

■農業雇用条件改善推進事業

補助対象

- (1) 就業規則の制定や労働保険（労災保険・雇用保険）への加入等、雇用条件を整備したうえで、新たな人材を雇用（増員）した場合に助成
- (2) 既に雇用条件を整備済みの経営体は、以下の場合に助成
 - ・雇用条件（人事制度）の見直し等を専門家に依頼した際の経費が20万円を超える場合
 - ・作業場等の環境改善に係る経費が総額20万円（税抜）を超える場合

補助率・対象者など

- (1) 助成額 1経営体当たり20万円（定額）
- (2) 対象者
認定農業者（農業法人、農業者）であり、常時雇用をしている又は見込みがあること

■農の雇用事業

補助対象

農業法人等が雇用した新規就農者に実施する農業技術や経営能力の習得を図る実践的な研修に必要な経費を助成。

<対象研修経費>

農業生産に関すること、農産加工、出荷・販売等

補助率・対象者など

研修生1人あたり年間最大120万円

※1 新規雇用就農者への研修費用 月額最大9万7千円

指導者が受ける研修費用 年間最大12万円

※2 令和2年度より、研修生が障害者、生活困窮者、刑務所出所者等（多様な人材）の場合は、年間30万円の加算措置あり。

■農業無料職業紹介事業

事業内容

求人希望する農家や法人に、就農希望者を紹介する。

対象者等

- (1) 対象者
正社員またはパート・臨時雇用として従業員の求人希望する千葉県内の農家・農業法人
- (2) 仲介料 無料
- (3) 方法
求人希望農家等の情報を公益社団法人千葉県園芸協会のホームページに掲載。
就職希望者については、あらかじめ千葉県園芸協会面接を行ったうえで紹介。

10. 新規就農したい方

■ 農業次世代人材投資事業

補助対象

50歳未満の就農予定者及び新規就農者に対し、資金を交付

< 準備型 >

年間最大150万円（最長2年間）

< 経営開始型 >

年間最大150万円（最長5年間）

対象者

< 準備型 >

農業大学校や認定研修機関等で概ね1年、1,200時間以上の研修を受ける就農予定者に対し交付。

< 経営開始型 >

経営リスクを負っている新規就農者に対し交付。

実質化された人・農地プランの中心経営体として位置づけられる、または農地中間管理機構から農地を借り受ける必要がある。

11. 経営相談したい方

■ちば経営相談所

対象者

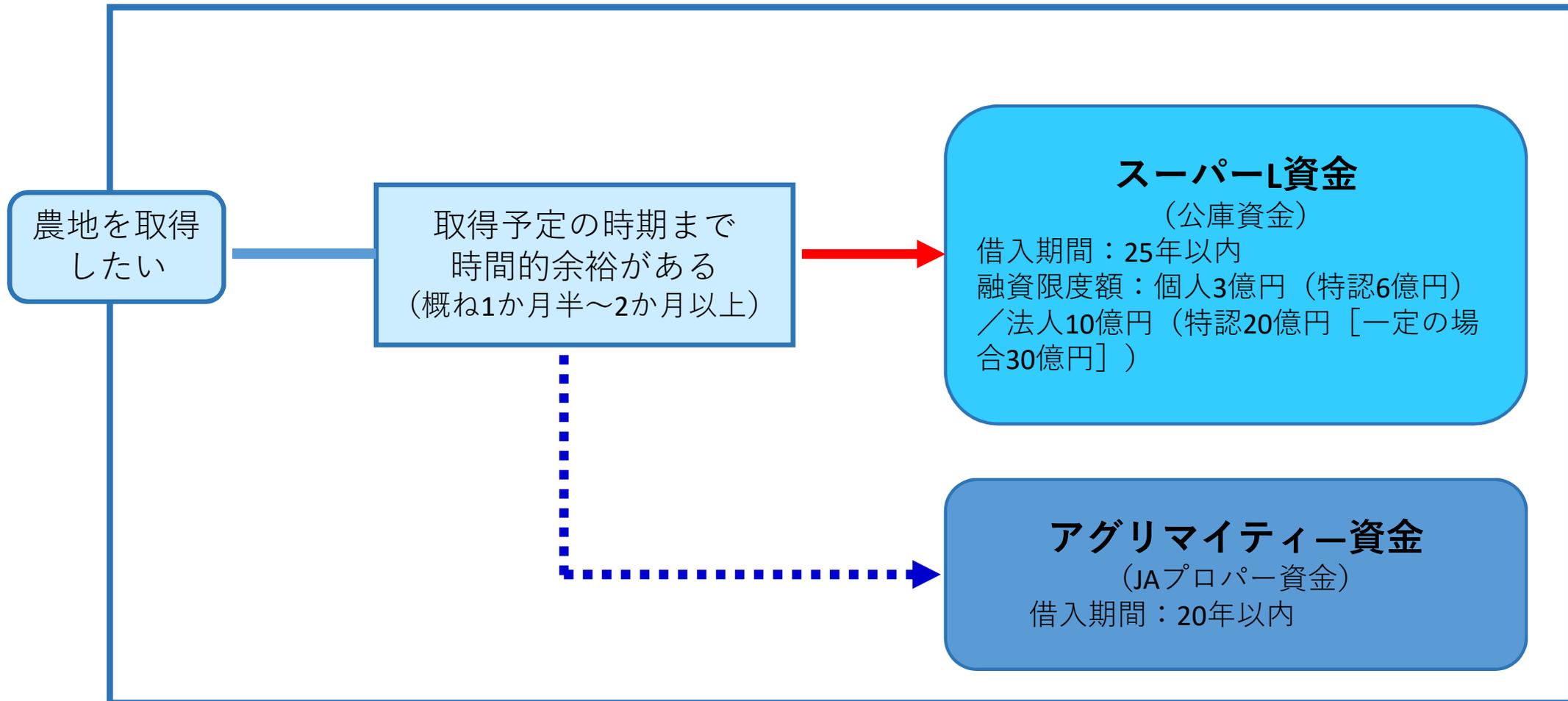
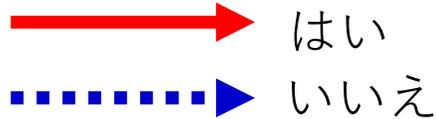
農業事務所と市町村で選定した農業者及び直接相談があった農業者

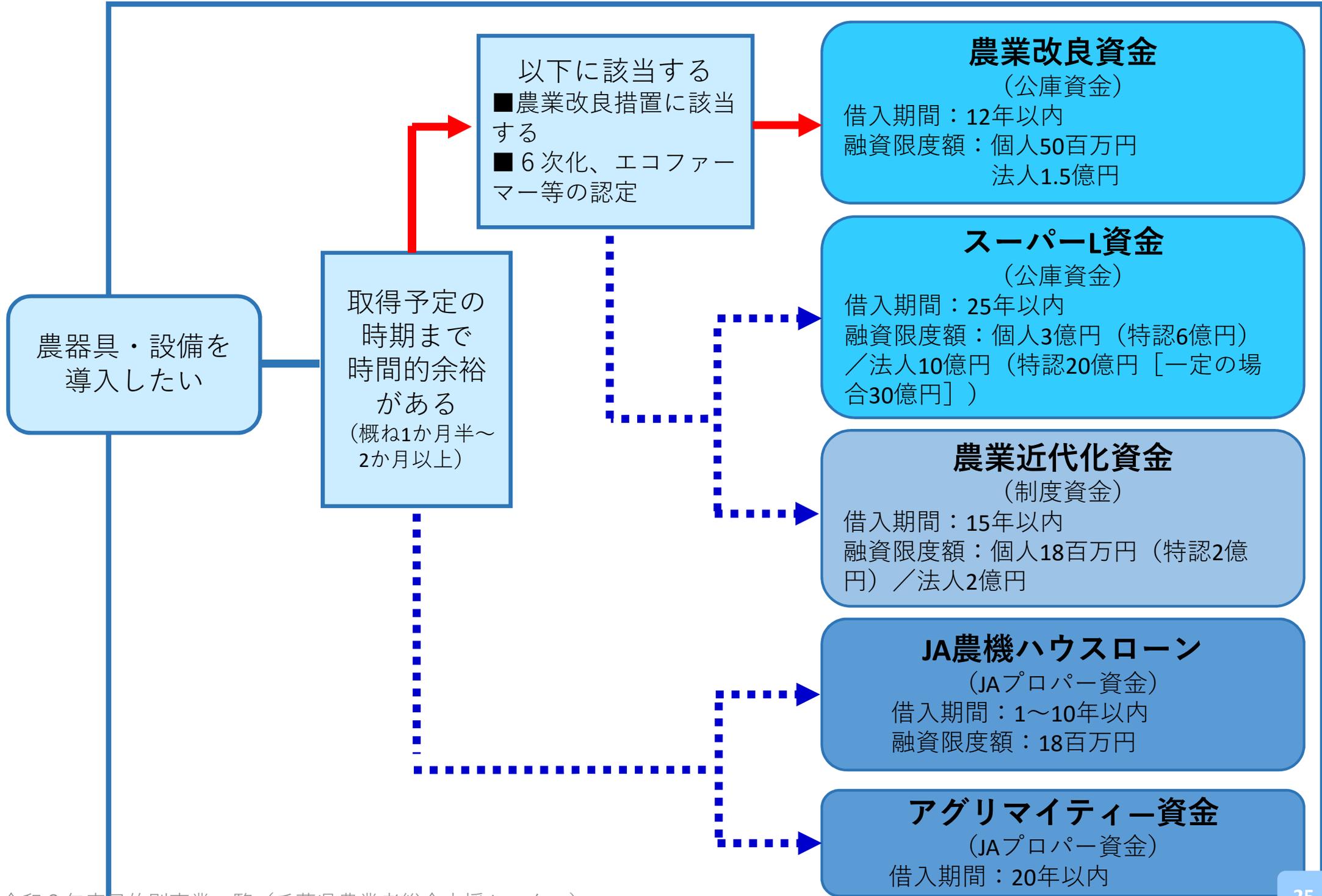
内容

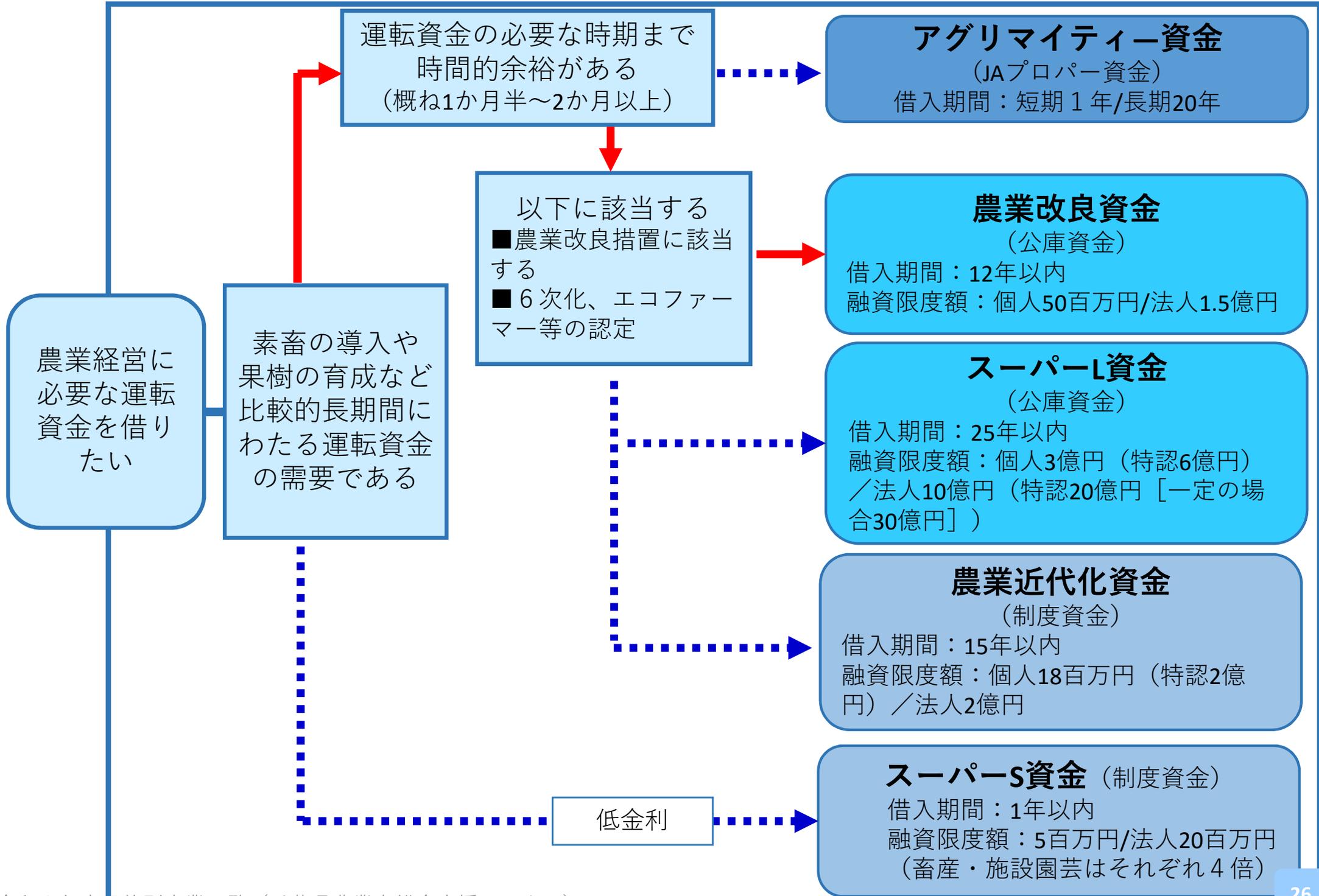
経営診断した後、必要に応じて中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、行政書士等の資格を持つ専門家を無料で派遣

12. 資金を借りたい方

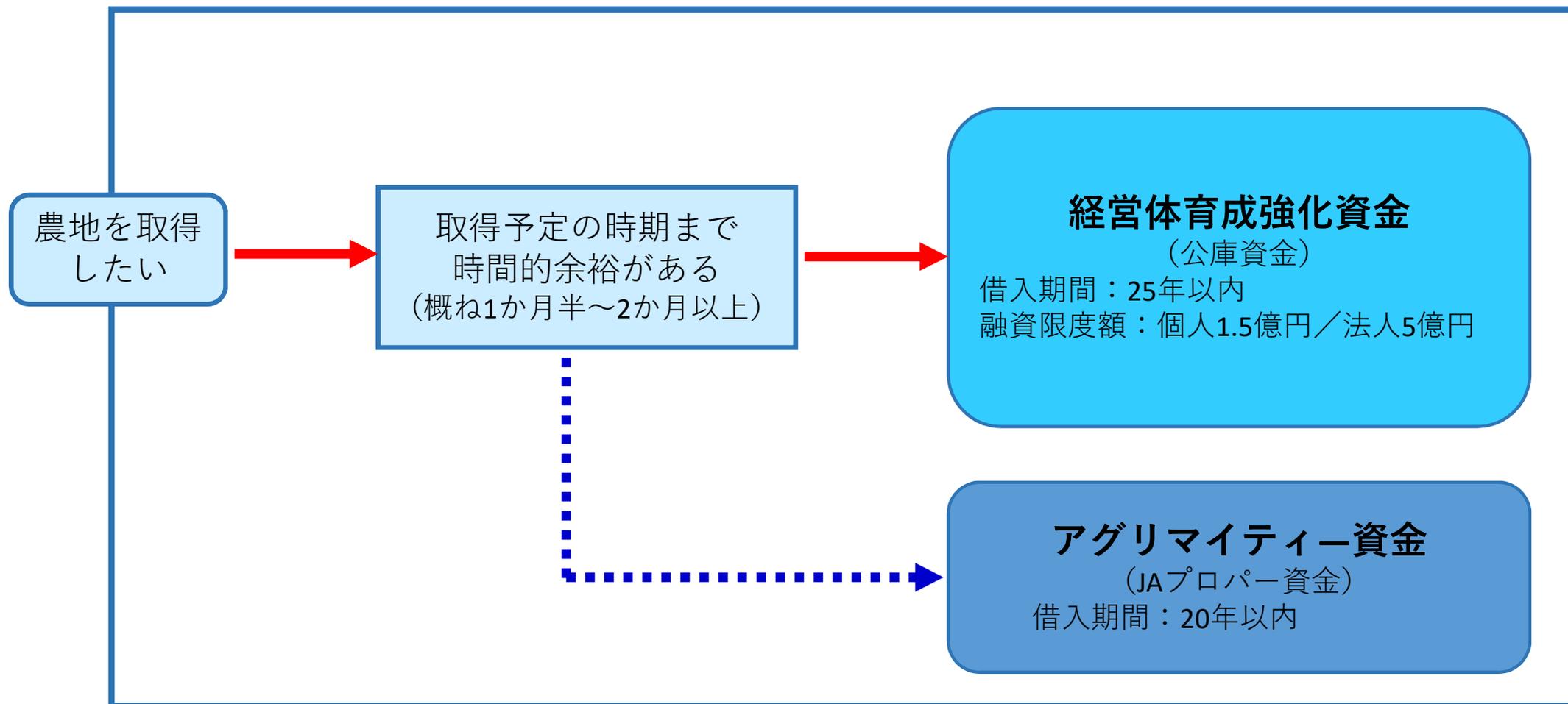
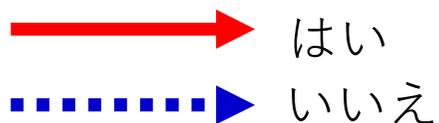
■ 認定農業者の場合

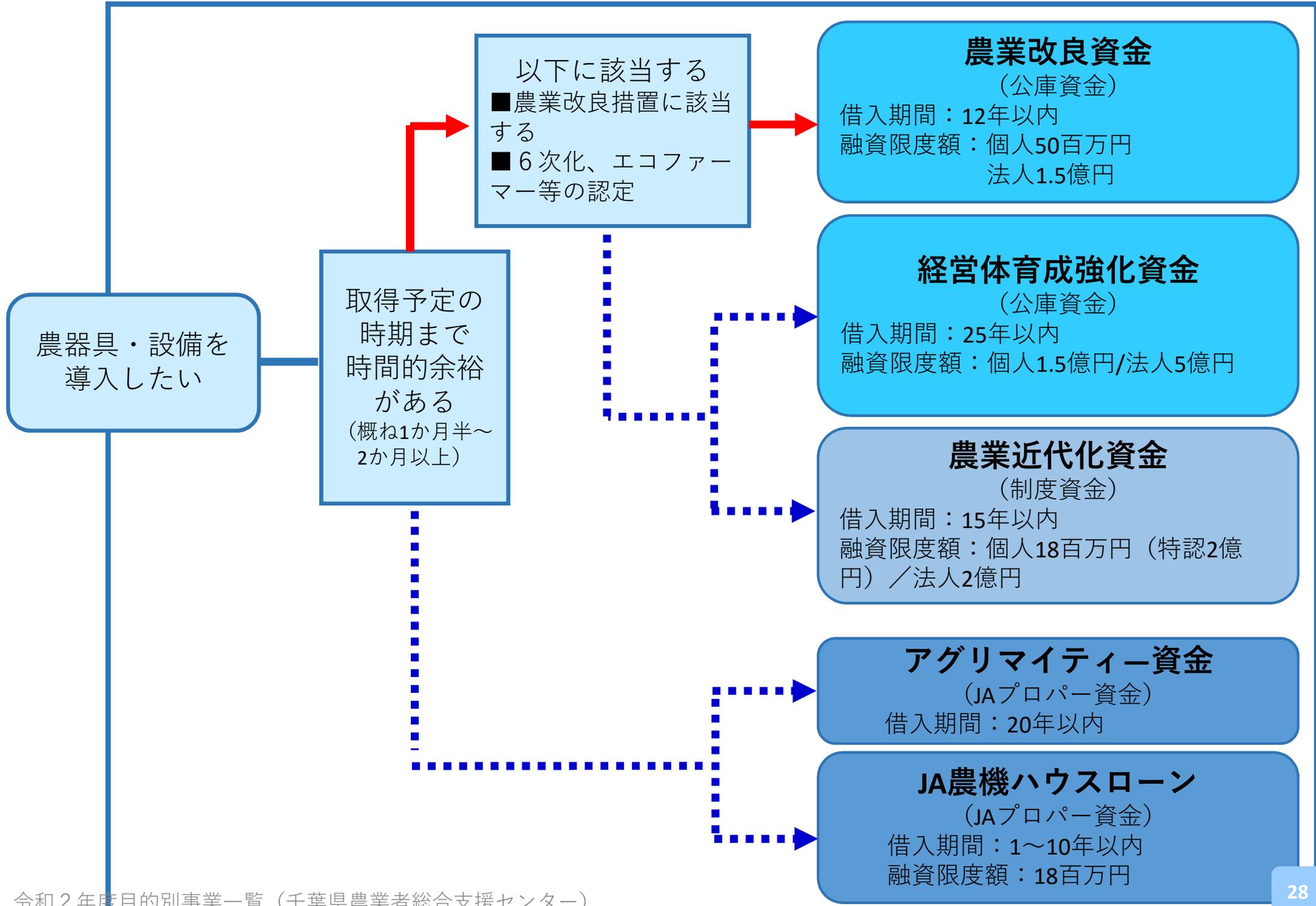


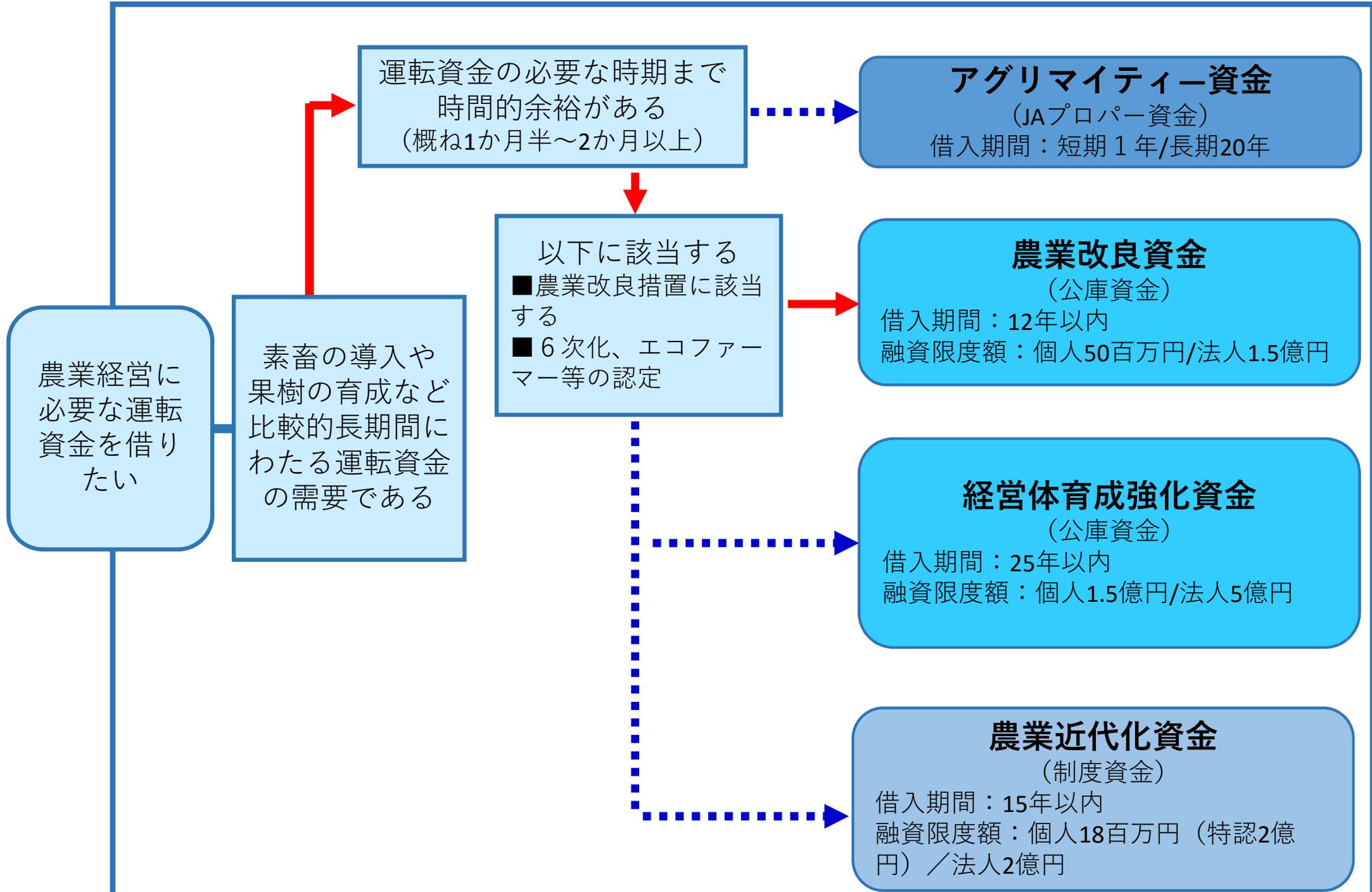




■ 認定農業者以外の場合







13. 問合せ先一覧

問合せ先 各農業事務所及び市町村一覧（千葉県ホームページへのリンク）

農業事務所

<https://www.pref.chiba.lg.jp/nousui/nourinshinkou.html#gyoumu>

水産事務所（水産関係出先機関のページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/ssk/nourinsuisan/shinkou/suisanshinkou/index.html>

市町村

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/ichiran.html>

事業名	問合せ先
強い農業・担い手づくり総合支援交付金 （①先進的農業経営確立支援タイプ、②地域担い手育成支援タイプ）	市町村、各農業事務所企画振興課、担い手支援課経営体育成班（043-223-2905）
産地パワーアップ事業	市町村、各農業事務所企画振興課、生産振興課企画調整班（043-223-2890）
「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業	市町村、各農業事務所企画振興課、生産振興課園芸振興室（043-223-2882）
園芸生産拡大支援事業	
早期成園・省力化のためのナシ改植促進事業	
農産産地支援事業	市町村、各農業事務所企画振興課、生産振興課水田農業班（043-223-2980）
飼料用米・加工用米等流通加速化事業	
農業用ハウス強靱化緊急対策事業	市町村、各農業事務所企画振興課、生産振興課園芸振興室（043-223-2882）
食料産業・6次産業化交付金（整備事業）	各農業事務所企画振興課、流通販売課農業ビジネス推進班（043-223-2963）
農業経営多角化支援事業	市町村、各農業事務所企画振興課、担い手支援課経営体育成班（043-223-2905）

事業名	問合せ先
千葉県地域ブランド化推進事業	市町村、各農業事務所企画振興課、流通販売課販売・輸出促進室（043-223-3085）
「世界に飛び出せ千葉の農林水産物」輸出促進事業	各農業事務所企画振興課、各水産事務所、流通販売課販売・輸出促進室（043-223-3085）
耕作放棄地再生推進事業 農地耕作条件改善事業	市町村、各農業事務所企画振興課、農地・農村振興課農地集積推進室（043-223-2862）
イノシシ等有害獣被害防止対策事業	市町村、各農業事務所企画振興課、農地・農村振興課地域振興班（043-223-2858）
農業雇用労働力対策就業環境整備事業	市町村、各農業事務所企画振興課、担い手支援課経営体育成班（043-223-2905）
農業雇用条件改善推進事業	各農業事務所企画振興課、担い手支援課経営体育成班（043-223-2905）
農の雇用事業	一般社団法人千葉県農業会議（043-223-4480）
農業無料職業紹介事業	公益社団法人千葉県園芸協会（043-223-3008）
農業次世代人材投資事業	市町村、各農業事務所企画振興課、担い手支援課就農支援班（043-223-2904）
ちば農業経営相談所	公益社団法人千葉県園芸協会、担い手支援課経営体育成班（043-223-2905）
資金関係	千葉県農業者総合支援センター（0800-800-1944）